

キャリアコンサルタントであつて厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件

○厚生労働省告示第百二十七号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百一条の二の十一の二第一項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであつて厚生労働大臣が定めるもの（平成二十六年厚生労働省告示第三百八号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>雇用保険法施行規則第百一条の二の十一の二第一項第一号の規定に基づき、キャリアアコンサルタントであつて厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二 (略)</p>	<p>雇用保険法施行規則第百一条の二の十一の二第一項第一号の規定に基づき、キャリアアコンサルタントであつて厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 雇用保険法施行規則第百一条の二の七第一号の二に規定する特定一般教育訓練若しくは同条第二号に規定する専門実践教育訓練を行う法人若しくは団体に雇用されていない者又は当該法人若しくは団体の役員でない者</p> <p>三 (略)</p>